



平成 30 年 10 月 5 日  
海 上 保 安 庁

## 西之島周辺の航空レーザー測量の結果について ～我が国の領海及び排他的経済水域（EEZ）が拡大する見込みです～

海上保安庁では、西之島及びその周辺海域において、航空レーザー測量を実施し、そのデータを解析した結果、我が国の領海及び EEZ がそれぞれ約 4 km<sup>2</sup>、約 4.6 km<sup>2</sup> 拡大する見込みです。海上保安庁では、最新の活動状況を踏まえつつ、引き続き、西之島の観測を行ってまいります。

### 1. 航空レーザー測量による低潮線<sup>※</sup>及び水深の調査結果について

海上保安庁では、7月4日から7日の4日間、船舶の航行安全を確保するとともに、火山活動によって拡大した西之島の領海及びEEZを画定するための低潮線及び水深の調査を目的とした航空レーザー測量を実施しました（図1、2）。この調査は、昨年6月に西之島の海図が発行されてから初めてとなります。

この調査データを解析した結果、昨年6月に発行した海図に基づく領海及びEEZの面積と比べて、それぞれ約 4 km<sup>2</sup>、約 4.6 km<sup>2</sup> 拡大する見込みです。

今後、この調査結果を基に海図を改訂すべく、作業を進めていきます。（図3）

※低潮線とは、潮の干満により海面が最も低くなったときに陸地と水面の境界となる線であり、領海及び EEZ の幅を測定する根拠となるものです。

### 2. 西之島の火山活動の最新状況

#### ○噴火の状況

9月28日午後1時30分頃、当庁羽田航空基地所属航空機（MA725）により、西之島の火山活動の観測を実施しました。その結果、火砕丘中央の火口からの噴火は確認できませんでしたが、山頂付近では白色の噴気を確認しました。（図4、5）

海上保安庁では、航行警報により付近航行船舶に注意を呼びかけるとともに、引き続き西之島の観測を行ってまいります。

○今回の観測結果は以下のとおりです。

- ・火砕丘中央火口及び火砕丘東側斜面に形成された新火口からの噴火は認められなかったが、山頂付近では白色の噴気を確認しました。（図5）
- ・島全周に幅50mにわたって薄い青白色の変色水域を確認しました。
- ・新火口から島南岸へ流れる長さ約700mの溶岩流を認めました。この溶岩流の先端は、海まで約100mの地点まで達していました。なお、7月30日の調査時と比べて変化はありません。（図6）



図1 調査に使用した航空機「MA722」  
(第三管区海上保安本部羽田航空基地所属)



図2 航空レーザー測定の概要

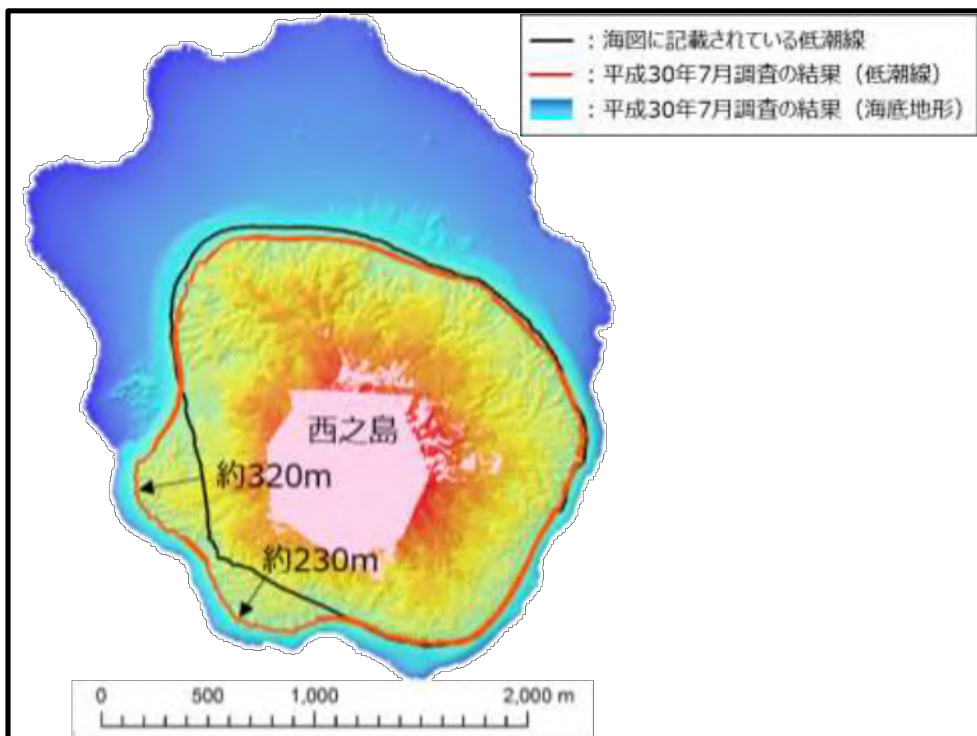


図3 低潮線の変化（着色部：航空レーザー測量データ部分）



図4 西之島全景



図5 山頂付近の白色噴気

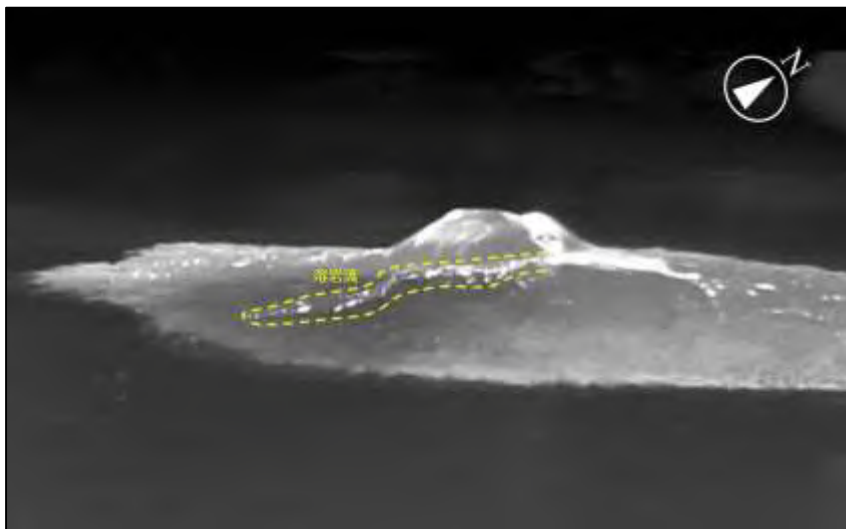


図6 島南岸に流れる溶岩流

西之島に関する主な出来事
平成 25 年 11 月 西之島付近で約 40 年ぶりとなる噴火活動を確認
平成 27 年 6-7 月 噴火後初めて西之島周辺の海底調査を実施
平成 28 年 10-11 月 西之島噴火後、海図作製のため初の上陸調査を実施
平成 29 年 4 月 約 1 年半ぶりに噴火活動を確認
平成 29 年 6 月 西之島の新しい海図を発行
平成 29 年 8 月 8 月を最後に噴火活動は確認されず
平成 30 年 6 月 警戒が必要な範囲が 1,500m から 500m に縮小 これに伴い、航行警報を削除
平成 30 年 7 月 4 日～7 日 警戒範囲縮小後、初となる航空機による水深等の調査を実施
平成 30 年 7 月 12 日 西之島の噴火を確認
平成 30 年 7 月 13 日 警戒が必要な範囲が 500m から 1,500m に拡大 航行警報を発出
平成 30 年 9 月 28 日 7 月 12 日以降の噴火による低潮線や水深への影響がないことを確認

表 1 西之島に関する主な出来事